

愛知県環境影響評価審査会環境影響評価指針部会会議録

1 日時 平成24年8月27日（月）午後2時から午後3時15分まで

2 場所 愛知県自治センター 4階 大会議室

3 議事

- (1) 環境影響評価指針の一部改正について
- (2) その他

4 出席者

委員7名、説明のために出席した職員13名

5 傍聴人

傍聴人3名

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 環境影響評価指針の一部改正について

- ・ 議事録の署名について、大東部会長が那須委員と成瀬委員を指名した。
- ・ 資料1から3までについて、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【夏原委員】資料3の10ページの(3)で、生態系に関する調査、予測及び評価について、重要な自然環境のまとまりを場として把握するという新しい手法が取り入れられているが、34ページの(3)では、上位性、典型性及び特殊性の視点からの従来の手法となっている。この違いは何か。

また、資料2の2ページの(2)、4ページの(5)、(6)で、生態系ネットワークや代償ミティゲーションに関して、環境影響評価の手法とすることについて検討する旨の記載があるが、具体的にどのような形でいつ検討することになるのか。

【事務局】生態系に関する調査、予測及び評価の手法についてであるが、計画の立案段階においては、重大な環境影響を回避・低減することが重要であり、この段階では重要な自然環境のまとまりを場として把握する簡便な手法により検討する。その後の方法書以降の段階で、上位性、典型性及び特殊性の視点から影響を網羅的に把握し、詳細に検討を行うこととしている。

また、将来の生態系ネットワーク等については、具体的にいつということはいえないが、環境影響評価指針は、必要があれば見直すものであるため、審査会のご意見を聴きながら検討していくこととなる。

【那須委員】資料3の7ページのイで追加された低周波音や超低周波音については、

どのように評価することになるのか。

【事務局】今後明らかになる風力発電所等に関する主務省令において、参考手法として示されると考えられるため、これを参考に検討いただきたい。

【那須委員】主務省令で具体的な手法がどこまで明らかにされるのか。低周波音を発生させないようにするのか、あるいは、ある程度まで許容するのか、それをはっきりさせないと難しいのではないか。

【事務局】現状でも「低周波音問題対応の手引書」等の参考となるものはあるが、これだけでは低周波音の評価はできない。国の議論を参考に検討していただくことを考えている。

【井上委員】資料3の10ページの(3)アで、サンゴ群集と記載されているが、愛知県にサンゴ礁はあるのか。ないのであれば削除した方がよいのではないか。

また、イで里地里山に農地を含むとされているが、農地を自然環境とすることに違和感がある。

【事務局】詳細な記載内容については、今後精査していきたい。

また、人の手が入った田畑や二次林等の周辺には多様な生物が生息しており、このような農地や二次林等の里地里山を自然環境に含めている。

【井上委員】資料3の23ページの第13第2項で、一般からの意見聴取における公表方法について、(3)のみ表現が異なり、「関係市町村の公報に掲載すること。」とされている。(1)から(4)のいずれかの方法という意味であれば、他と表現を合わせ、「関係市町村の公報への掲載」とした方がよいのではないか。

【事務局】市町村の公報への掲載は、あくまで公報を発行する市町村の判断により掲載されるものである。(3)は、市町村の協力を得られればという条件を記載することにより文章の体裁になるため、語尾が「掲載すること。」になる。

【柳澤委員】先ほどのサンゴ群集に関する指摘について、東京湾の(千葉県)館山の辺りでは最近小規模なサンゴ礁ができており、愛知県内でもできているかもしれないので、調べてはどうか。

また、里地里山の農地が自然環境かについては、「自然環境」を「自然的環境」などとしてはどうか。二次林は明確に「自然的環境」でよいと思うが、記載を検討していただきたいと思う。

計画段階配慮事項としての生態系の調査、予測及び評価の手法について、重要な自然環境のまとまりを場として把握する考え方は新しいものである。既存資料を組み合わせ、この新しい考え方に合わせた予測、評価ができるのか心配である。事業者を適切に指導できるよう、現状の詳細なデータを県が把握しておくべきである。

【大東部会長】県として自然環境のデータベースを構築するような構想はあるか。

【事務局】現状では事業者が事業ごとに調査したデータを持っている状況である。自然環境行政としてそのようなデータを集約しようと考えているが、具体的には今後検討していきたい。

【大東部会長】県がすべてのデータを直接収集するのは大変なことである。どのような情報がどこにあるかという情報を収集する方法も検討するとよいと思う。

他にも意見があれば、事務局に伝えて欲しい。

今後のスケジュールであるが、当初は、あと1回部会を開催することとしていたが、現段階でも主務省令の内容が十分に明らかになっていない状況であり、主務省令を踏まえて部会報告をとりまとめるためには、あと2回程度は部会を開催する必要があると思われるので、ご了承いただきたい。

事務局は、本日の各委員からの指摘と10月初めに公布予定の国の各主務省令の内容を踏まえ、本日の改正指針素案を修正し、次回に示していただきたい。

イ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会